

# 仕様書

## 1 件名

白糠高校生海外留学支援業務

## 2 目的

本町において幼少期から一貫して取り組んでいる英語教育の更なる向上と、未来を担うグローバルな人材育成を目的とした白糠高校生海外留学事業の実施に当たり、海外留学の斡旋等を生業とする専門業者を選定し業務委託をするため。

## 3 留学対象生徒

白糠高校1年生を対象とし、令和8年5月末までに応募のあった生徒及び保護者との面接の結果で、留學生徒1名を選抜する。

## 4 留学先

南オーストラリア州立校 アデレードハイスクール又は同学区内の高等学校

## 5 留学期間

令和9年1月から12月まで（現地でのYear10、日本での高校1年生相当期間）

## 6 業務内容

- (1) 出発前オリエンテーション実施。
- (2) 留学先高等学校への入学申請及び授業料納付代行。
- (3) ホームステイ先（1日3食付）の手配。
- (4) 渡航に係る手配（2往復分）及び海外留学保険への加入。
- (5) 現地での留学サポート支援。
- (6) 現地での体調不良等緊急時のサポート支援。
- (7) その他、上記業務に付随する業務。

## 7 契約締結について

令和8年4月末に業務委託者採用決定通知を発出するが、留學生徒が決定後に契約締結する。なお、留學生徒の応募または選抜がなかった場合については、契約締結をしないものとする。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 業務の履行に関する措置

委託者は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置を講じることができるものとする。

### (2) 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、契約の目的以外に利用又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、白糠町個人情報保護条例（平成18年白糠町条例第4号）を厳守しなければならない。

## 9 委託料の支払い

令和8年度分は契約締結後から令和9年3月31日まで、令和9年度分は令和9年4月1日から令和10年3月31日までの受付けとし、受託者から請求のあった日から30日以内に支払うものとする。（前払可）

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とその都度協議の上、決定するものとする。